

福岡県公報

平成24年8月3日
第3417号

目次

告示(第1376号-第1395号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	

(中小企業振興課) …………… 6	
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	
(中小企業振興課) …………… 7	
○救急病院等の認定	(医療指導課) …………… 7

公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 8
○一般競争入札の実施	(教育庁企画調整課) …………… 9
○被災者生活再建支援法の対象となる自然災害	(福祉総務課) …………… 12

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課) …………… 12
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課) …………… 15

内水面漁場管理委員会

○区画漁業の漁場計画に係る公聴会の開催	(水産振興課) …………… 17
---------------------	------------------

告 示

福岡県告示第1376号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
田川市平松町1797番205から216番まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
田川市上本町6番16号
吉田 孟

福岡県告示第1377号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市上白水六丁目10番2、10番3、30番1及び30番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市上白水七丁目130番地
金堂 義隆

福岡県告示第1378号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人国際教育推進協議会

(2) 代表者の氏名
山下 久子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区天神3丁目15-25リファレンス802

(4) 定款に記載された目的
この法人は、すべての子どもたちが国際教育の機会が与えられるように国際規模で援助を行うことを目的とする。また、子どもたちからシニアまで教育支援に関する事業を行い、教育推進に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1379号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人国際友好文化交流基金協会

(2) 代表者の氏名
小黑 光政

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目7番12号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、地域住民と外国人との国際交流会の企画・開催に関する事業を行い、地域住民と外国人との交流を深め、世界の文化や教育の相互理解の促進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1380号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡DREAMS FOOTBALL CLUB

(2) 代表者の氏名

樽谷 修之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糸島市高田一丁目33番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、主にサッカーの普及に関する事業を行い、スポーツの振興及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1381号

上穂波東土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
中 野 敏 次	飯塚市長尾496番地1
上 野 和 幸	〃 平塚691番地
大 熊 眞	〃 阿恵124番地5
三 好 忠 司	〃 長尾1055番地2
大 塚 勝	〃 〃 1081番地
吉 村 博 文	〃 〃 763番地1
藤 井 憲 明	〃 阿恵151番地
藤 井 清 稔	〃 〃 2209番地
中 野 榮	〃 平塚202番地
吉 浦 法 保	〃 〃 93番地1

2 退任監事

氏 名	住 所
吉 村 政 範	飯塚市平塚685番地

古 江 登	〃 長尾1236番地
桑 原 悠 子	〃 阿恵135番地1

3 就任理事

氏 名	住 所
中 野 敏 次	飯塚市長尾496番地1
上 野 和 幸	〃 平塚691番地
三 好 忠 司	〃 長尾1055番地2
大 塚 勝	〃 〃 1081番地
吉 村 博 文	〃 〃 763番地1
大 熊 眞	〃 阿恵124番地5
藤 井 憲 明	〃 〃 151番地
藤 井 清 稔	〃 〃 2209番地
大 庭 廣 策	〃 平塚164番地2
吉 浦 法 保	〃 〃 93番地1

4 就任監事

氏 名	住 所
吉 村 政 範	飯塚市平塚685番地
大 熊 和 信	〃 阿恵206番地
古 江 登	〃 長尾1236番地1

福岡県告示第1382号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年7月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人太宰府アートのたね
- (2) 代表者の氏名
牟田 佳子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県太宰府市観世音寺6丁目12番18号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、芸術・文化の素晴らしさを広め、豊かな人間関係を築くことに関する事業を行い、人にやさしく、アートのあふれるまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	安 谷 線 赤 谷 線	前	朝倉市佐田2833番4先から 朝倉市佐田1895番8先まで	6.0 ～ 36.0	1,595.0
			後	朝倉市佐田2833番4先から 朝倉市佐田1895番8先まで	6.0 ～ 36.0	1,595.0

福岡県告示第1384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成24年8月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝倉	安 谷 線 赤 谷 線	朝倉市佐田2833番4先から 朝倉市佐田2647番1先まで

福岡県告示第1385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	宗 像 線 篠 栗 線	前	宗像市野坂1243番1先から 宗像市野坂917番4先まで	9.4 ～ 15.5	255.5
			後	宗像市野坂1243番1先から 宗像市野坂917番4先まで	10.1 ～ 15.5	255.5

福岡県告示第1386号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 イオン大野城ショッピングセンター
 - 所在地 福岡県大野城市錦町四丁目1番1号ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1387号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 イオン大野城ショッピングセンター
 - 所在地 福岡県大野城市錦町四丁目1番1号ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1388号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 イオンモール福津
 - 所在地 福岡県福津市福岡駅東土地区画整理事業地内100街区1ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1389号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町仲丸一丁目1番1から1番13まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区紺屋町12番4号三井生命北九州小倉ビル1F
みくに産業株式会社
代表取締役 山田 秀典

福岡県告示第1390号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩小富士字荒牟田351番1及び349番2の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市志摩小富士350

大櫛 明子

福岡県告示第1391号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

1 区域の名称 徳吉

2 区域の所在地 北九州市小倉南区大字徳吉

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から13号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と13号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
北九州市小倉南区大字徳吉字山川	1241番2	1号
〃	1241番1	3号から5号まで
〃	1244番	6号から8号まで
〃	51番1地先道路敷	9号及び10号
〃	1241番10地先道路敷	12号
〃	1241番6地先道路敷	13号
北九州市小倉南区大字徳吉字小丸山	1240番	2号
北九州市小倉南区大字徳吉字加用	52番1	11号

福岡県告示第1392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年8月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧

に供する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那珂	基 山 停車場 平等寺 筑紫野 線	筑紫野市大字山口2657番2先から 筑紫野市大字山口2658番1先まで

福岡県告示第1393号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成24年7月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サンリブ宗像店

(2) 所在地 福岡県宗像市くりえいと一丁目5番1号

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博	株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤 秀晴

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後

株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号ほか44者	株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤 秀晴 福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号ほか45者
--	--

福岡県告示第1394号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 届出年月日
平成24年7月19日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 サンリブ宗像
 - 所在地 福岡県宗像市くりえいと一丁目5番1号
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物東側No.1	76台	建物東側No.1	48台
建物東側No.2	60台	建物西側No.2	18台
建物西側No.3	11台	建物南側No.3	124台
建物南側No.4	43台	-	-
合計	190台	合計	190台

- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社サンリブ	午前9時	午後10時	変更なし	
株式会社谷弥	午前9時	午後10時	24時間営業	
それ以外	午前9時	午後10時	変更なし	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯	
	変 更 前	変 更 後
駐車場No.1	午前8時30分から午後10時30分	24時間
駐車場No.2 ～No.4	午前8時30分から午後10時30分	変更なし

福岡県告示第1395号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

病院及び診療所の名称	所 在 地	有 効 期 間
福岡山田病院	福岡市東区箱崎3-9-26	平成24年8月1日から 平成27年7月31日まで
福岡城南病院	福岡市中央区薬院4-6-9	
医療法人恵光会原病院	福岡市南区若久2-6-1	
村上華林堂病院	福岡市西区戸切2-14-45	
さくら病院	福岡市城南区片江4-16-15	
医療法人恵真会渡辺整形外科病院	糸島市前原1811-1	
医療法人社団廣徳会岡部病院	糟屋郡宇美町明神坂1-2-1	
福岡青洲会病院	糟屋郡粕屋町長者原800-1	
医療法人春成会樋口病院	春日市紅葉ヶ丘東1-86	

医療法人文佑会原病院	大野城市白木原5－1－15
医療法人正明会諸岡整形外科病院	筑紫郡那珂川町片縄3－81
社会医療法人天神会新古賀病院	久留米市天神町120
福田病院	大川市大字向島1717－3
医療法人白髭会足達消化器科整形外科医院	大川市大字榎津332－2
医療法人社団慶仁会川崎病院	八女市津江538
三宅脳神経外科病院	飯塚市楽市243－11
新行橋病院	行橋市道場寺1411

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

県立学校教務支援システムに係る機器の賃貸借及びシステムの構築一式（設置、機器設定、機器保守、システム移行作業等）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理

人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サ-ビスステ-ション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年8月29日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 賃貸借契約の内容

県立学校教務支援システムに係る機器の賃貸借及びシステムの構築一式（設置、機器設定、機器保守、システム移行作業等）

(2) 賃貸借物品の仕様等

入札仕様書による。

(3) 契約期間

平成25年1月1日から平成29年12月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入し必要書類を添付の上、平成24年8月29日（水）午後3時までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 入札参加資格申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班（県庁行政棟1階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。）

平成24年9月19日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2に掲げる入札参加資格を有する者のうち、次の等級以上に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	機械器具（電気器具）	AA

05	02	機械器具（電気通信機器）	AA
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA
13	11	サービス業種その他（その他）	AA

(2) 賃貸借する物品等が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを証明する仕様申立書等を、平成24年9月5日（水）午後3時までに福岡県教育庁教育企画部企画調整課教育企画班に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育企画部企画調整課（県庁行政棟4階）

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3881

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成24年8月3日（金）から平成24年8月28日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

- 10 入札説明会
入札説明会は行わないものとする。
- 11 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 受領期限
平成24年9月19日（水）午後5時00分
- (3) 提出方法
直接又は郵送（書留郵便に限る。受領期限内必着）による。
- 12 開札
- (1) 日時
平成24年9月20日（木）午前10時00分
- (2) 場所
福岡県庁地下1階 行政11号会議室
- (3) 落札者がない場合の措置
開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結しその証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(3)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記載押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（W T O）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

17 English Summary

- (1) Type of service requested :
Leasing and maintenance of computer systems and related equipment for use in public schools in Fukuoka Prefecture
- (2) Period of lease :
January 1, 2013 – December 31, 2017
- (3) Delivery Location :
Refer to attached open tender information
- (4) Closing of open tender process :
10 : 00 AM, September 20, 2012
- (5) Inquiries :
Planning and Implementation Division
Fukuoka Prefectural Government Office
7 – 7 Higashi-koen, Hakata – ku, Fukuoka City
Fukuoka Prefecture 812 – 8575, JAPAN
TEL : (+81) 92 – 643 – 3881
FAX : (+81) 92 – 643 – 3884

公告

平成24年7月13日、柳川市、八女市及びうきは市の区域内において発生した平成24年7月九州北部豪雨による災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

平成24年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

公安委員会

福岡県公安委員会告示第216号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成24年8月3日

福岡県公安委員会

- 1 講習の区分
法第2条第1項第4号に係る警備業務
- 2 講習の種別、期日、時間及び場所
(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
平成24年9月21日（金）から 同年9月28日（金）までの間	午前9時30分から午後3時40分まで（5日目の講習は午後4時35分まで、最終日の講習は午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
---------	---------	---------

平成24年9月27日（木）から同年9月28日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター
-------------------------------	--	---------------------------------

3 受講定員

(1) 新規取得講習

36名

(2) 追加取得講習

12名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後

、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成24年9月3日（月）から同年9月5日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受講申込手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受講申込手続場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(4) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 必要に応じて添付すべき書類

前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a 4(1)アに該当する者

(a) 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

(b) 履歴書

b 4(1)イに該当する者

合格証明書（１級）の写し

c 4(1)ウに該当する者

(a) 合格証明書（２級）の写し

(b) ２級検定に合格した後、継続して１年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d 4(1)エに該当する者

旧検定規則第８条の規定により交付された旧１級検定に係る検定合格証の写し

e 4(1)オに該当する者

(a) 旧検定規則第８条の規定により交付された旧２級検定に係る検定合格証の写し

(b) 旧２級検定に合格した後、継続して１年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 前記５(４)アに掲げる書面

(５) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(６) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記５(１)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（０９３（３８１）２６２７）に電話して受講希望の事前申込み（１電話につき１名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中

であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記５(２)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前９時００分から午後５時００分までの間（正午から午後１時００分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記５(４)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続きを行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記５(２)の受講申込手続き期間内（２日間）に受講申込手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

６ 講習修了証明書の交付等

(１) 講習最終日に修了考査（５枝択一式で、新規取得講習については４０問、追加取得講習については１４問）を実施する。

(２) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（８０パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

７ その他

(１) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続き時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、新規取得講習については、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。

(２) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前９時００分から午後５時４５分までの間（正午から午後１時００分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話０９２（６４１）４１４１内線３０３３、３０３４）又は福岡県警察警備員教育センター（電話０９３（３８１）２６２７）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

福岡県公安委員会告示第217号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成24年8月3日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務2級
- (2) 施設警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 貴重品運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成24年11月7日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 施設警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成24年11月8日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関す

ること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成24年10月1日（月）から同年10月3日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務2級 16,000円

イ 施設警備業務2級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間内（2日間）に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第

23号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く毎日、午前 9 時00分から午後 5 時45 分までの間(正午から午後 1 時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全 総務課警備業係(電話092 (641) 4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育 センター(電話093 (381) 2627)に対して行うこと。

- (3) 検定申請書(検定規則別記様式第 1 号)については、各警察署の生活安全課又は 生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。
- (4) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

内水面漁場管理委員会

公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第 4 項の規定に基づき、区画漁業の漁場計画 にかかる利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示す る。

平成24年 8 月 3 日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 開催日時

平成24年 8 月10日(金) 10時30分から

2 開催場所

福岡市博多区東公園 7 - 7

福岡県庁地下 1 階行政 5 号会議室

3 議題

内水面における区画漁業の漁場計画について

4 利害関係人の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 漁業協同組合関係者
- (3) 新規希望者
- (4) その他利害関係者